

大和市告示第 88 号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 59 年大和市条例第 11 号）第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり自転車等放置禁止区域の指定を変更する。

平成 31 年 4 月 26 日

大和市長 大 木 哲

- 1 変更年月日 平成 31 年 5 月 1 日
- 2 変更する区域 大和駅周辺自転車等放置禁止区域
- 3 変更後の区域 別紙のとおり。